一　地域再生計画の作成主体の名称　奈良県
二　地域再生計画の名称　外国人をターゲットとした観光誘客促進
三　地域再生計画の区域の範囲　奈良県の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第五百六号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年内閣府告示第八百七十三号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十八年十二月十三日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年一月十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　奈良県
二　地域再生計画の名称　「食」と「農」の連接を中心とした県南部・東部地域の観光振興
三　地域再生計画の区域の範囲　奈良県の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第五百七号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年内閣府告示第八百九十四号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十八年十二月十三日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年一月十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　和歌山市
二　地域再生計画の名称　地域資源を活用した広域観光プロジェクト～海・まち・山、多彩な資源が織り成す地域産業の振興～
三　地域再生計画の区域の範囲　和歌山市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）及びまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（五の五②）

○内閣府告示第五百八号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年内閣府告示第九百十九号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十八年十二月十三日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年一月十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　島根県及び島根県隠岐郡隠岐の島町
二　地域再生計画の名称　観光総合対策プロジェクト
三　地域再生計画の区域の範囲　島根県の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第五百九号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年内閣府告示第九百四十七号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十八年十二月十三日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年一月十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　岡山県小田郡矢掛町
二　地域再生計画の名称　矢掛賑わい創出計画
三　地域再生計画の区域の範囲　岡山県小田郡矢掛町の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第五百十号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年内閣府告示第九百六十三号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十八年十二月十三日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年一月十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　山口県、山口市、美祢市及び長門市
二　地域再生計画の名称　明治150年を契機とした観光目的地及び産業創出事業
三　地域再生計画の区域の範囲　山口県の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第五百十一号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年内閣府告示第九百九十二号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十八年十二月十三日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年一月十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　愛媛県
二　地域再生計画の名称　来て観て住んで！えひめの交流・定住推進事業
三　地域再生計画の区域の範囲　愛媛県の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第五百十二号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年内閣府告示第九百九十号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十八年十二月十三日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年一月十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　愛媛県
二　地域再生計画の名称　更なる高みへ！自転車新文化の推進による愛媛の地方創生実現化事業
三　地域再生計画の区域の範囲　愛媛県の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第五百十三号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年内閣府告示第九百九十一号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十八年十二月十三日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年一月十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　愛媛県
二　地域再生計画の名称　国内外からカネとヒトを呼び込む！オール愛媛（産官学金等）で取り組む営業力強化・ものづくり事業
三　地域再生計画の区域の範囲　愛媛県の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）